



熊本県公報

第13338号
令和6年(2024年)
6月11日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(") 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(") 2
○漁船保険付保義務の消滅(沖新加入区)	(団体支援課) 2
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課) 2
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(") 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(") 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(") 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(") 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(") 5
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅課) 5
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 5
○土地改良区の定款変更の認可	(") 6
登 載 依 頼	
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和6年度(2024年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等	(警察本部情報管理課) 6
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和6年度(2024年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(") 6

告 示

熊本県告示第598号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)6月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名郡南関町大字豊永字尾田 2870番1地先から	前	11.5 ～ 11.6	15.0	単災関連
		同所 2870番1地先まで	後	11.5 ～ 14.8	15.0	

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)6月11日

熊本県告示第599号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12

3号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ヘルパーステーションつなぐ 宇城市不知火町亀松111番地13	合同会社R a s i c 宇城市不知火町亀松111番地13 中野 瑞基	重度訪問介護	令和6年(2024年)6月1日

熊本県告示第600号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
デイサービスセンターいずみ 人吉市南泉田町70番地3	有限会社リバティライフ 人吉市南泉田町70番地3 竹田 篤司	生活介護	令和6年(2024年)4月1日

熊本県告示第601号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
就労継続支援A型事業所 清流荘 菊池市隈府1587-17	社会福祉法人 菊愛会 菊池市亘字道ノ上359番地2 最上 太郎	就労継続支援A型	令和6年(2024年)5月31日

熊本県告示第602号
漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により令和2年(2020年)6月9日熊本県告示第489号で公示した沖新加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和6年(2024年)6月8日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。
令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

公 告

熊本県公告第361号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出について同法第8条第1項の規定により水俣市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ドラッグコスモス津奈木店
水俣市小津奈木字大丸472番1
- 2 水俣市から聴取した意見
変更しようとする事項のうち、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前6時00分から午後10時00分まで
変更後 24時間
当該届出事項について、近隣に数件の民家があり、深夜帯におけるトラックの走行及び荷下ろし作業は、騒音による安眠妨害の可能性が考えられるため、影響があると思われる民家住民に対して事前に説明を行い、理解を得るべきである。
また、可能な限り騒音対策を実施し、苦情が発生した場合は誠意を持って対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
令和6年(2024年)6月11日から令和6年(2024年)7月11日まで

熊本県公告第362号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガセンタートライアル荒尾店【A敷地】
荒尾市南新地土地区画整理事業10街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
- | 名称及び代表者の氏名 | 住 所 |
|-------------------------------|---------------------|
| 株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 石橋 亮太 | 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 |
- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
- | 名称及び代表者の氏名 | 住 所 |
|-------------------------------|---------------------|
| 株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 石橋 亮太 | 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 |
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年(2025年)1月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,171平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場A	建物南側	231台
駐車場B	建物敷地南側	84台
合計		315台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場A	A棟南側	50台
駐輪場B-1	南側敷地内B1棟東側	
駐輪場B-2	南側敷地内B2棟東側	
駐輪場B-3	南側敷地内B3棟東側	
合計		75台

駐輪場B計25台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設A-1	建物西側	96平方メートル
荷さばき施設A-2	建物西側	50平方メートル
合計		146平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設A	建物内南側	41立方メートル
-----------	-------	----------
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場A	3箇所	建物敷地東側、南側及び西側
駐車場B	4箇所	建物敷地南側駐車場東側、北側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

- 8 届出年月日
令和6年(2024年)5月14日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
令和6年(2024年)6月11日から令和6年(2024年)10月11日まで
- 10 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)10月11日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第363号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字除ノ上1648番41
347.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市福原1085番地1
櫻井不動産株式会社

熊本県公告第364号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字丸池187番2、同189番4及び同190番3
383.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡嘉島町大字鯉1848番地1
小山 雅史
小山 いずみ

熊本県公告第365号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市泗水町福本字中原1787番、同1789番、同1791番1、同1792番及び同1794番2
1工区 2,707.25平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池市泗水町福本字中原1792番地
社会福祉法人福芳会

熊本県公告第366号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)6月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字鹿水2446番4
664.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区保田窪本町4番32号
株式会社ルミナスホーム

熊本県公告第367号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）6月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字入道水3265番2、同3266番1、同3267番及び同3268番1
2,256.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区若葉二丁目9番18号
株式会社みた商事

熊本県公告第368号
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和6年（2024年）6月11日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
すまいらいふ株式会社
人吉市合ノ原町1811番地4
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
人吉市合ノ原町1811番地4

熊本県公告第369号
上益城郡嘉島町に事務所を置く高田堰掛土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。
令和6年（2024年）6月11日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	岡 牧生	上益城郡嘉島町鯉1749
理事	末武 信男	上益城郡嘉島町鯉1860－1
理事	米光 道彦	上益城郡嘉島町上仲間4
理事	下田 一夫	上益城郡嘉島町上仲間107
理事	中山 猛	上益城郡嘉島町上仲間1618
理事	清崎 幸春	上益城郡嘉島町上仲間1655
理事	林田 篤	上益城郡嘉島町下仲間1226
理事	木村 育生	上益城郡嘉島町下仲間316
理事	松本 誠一	上益城郡嘉島町犬渚346
理事	吉田 二郎	上益城郡嘉島町犬渚350
監事	松本 一幸	上益城郡嘉島町下仲間477－1
監事	齊藤 進	上益城郡嘉島町上仲間1042
監事	榊原 徳昭	上益城郡嘉島町鯉2733－2
就任		
理事	岡 牧生	上益城郡嘉島町鯉1749
理事	末武 信男	上益城郡嘉島町鯉1860－1
理事	米光 道彦	上益城郡嘉島町上仲間4
理事	山内 秀一	上益城郡嘉島町上仲間799
理事	中山 猛	上益城郡嘉島町上仲間1618
理事	中村 文幸	上益城郡嘉島町上仲間1623
理事	松本 一幸	上益城郡嘉島町下仲間477－1
理事	木村 育生	上益城郡嘉島町下仲間316

理事	堀 誠也	上益城郡嘉島町犬渕260
理事	野村 孝	上益城郡嘉島町犬渕353-1
監事	松本 伸幸	上益城郡嘉島町下仲間314
監事	榊原 徳昭	上益城郡嘉島町鯉2733-2
監事	齊藤 進	上益城郡嘉島町上仲間1042

熊本県公告第370号
宇土市に事務所を置く網田新地土地改良区理事長山本壽から令和6年（2024年）4月26日付けで申請のあった定款の変更については、令和6年（2024年）6月3日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）6月11日
熊本県知事 木 村 敬

登載依頼

熊本県警察本部告示第7号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和6年（2024年）6月11日
熊本県警察本部長 宮 内 彰 久

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（令和6年度（2024年度）導入分）の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）6月19日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。
(6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第40号
一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和6年（2024年）6月11日
熊本県警察本部長 宮 内 彰 久

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（令和6年度（2024年度）導入分）
の貸貸借
 - (2) 借入物品及び数量
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式
 - (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係（熊本県庁警察棟4階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（令和6年度（2024年度）導入分）
の貸貸借に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 契約期間
契約締結の日から令和12年（2030年）12月31日（火）まで
 - (7) 借入期間
令和7年（2025年）1月1日（水）から令和12年（2030年）12月31日（火）まで
 - (8) 納入期限
令和6年（2024年）12月27日（金）まで
 - (9) 納入場所
仕様書のとおりとする。
 - (10) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (11) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、72月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）6月19日（水）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機

- 器等一覧を令和6年(2024年)6月25日(火)午後5時までに1(3)の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- アイ 役員等が、暴力団員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- (6) 熊本県告示第811号第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- ### 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- アイ 競争入札参加資格確認申請書
- ウ 機能等証明書技術審査結果通知書
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和6年(2024年)7月19日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
- 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- ### 4 入札手続等
- (1) 仕様等に対する質問の受付期間
- 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)7月19日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)7月30日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)7月29日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 令和6年(2024年)7月30日(火)午前10時
(イ) 場所 1(4)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)7月29日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額の単位の誤り
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項

の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係

電話番号 096-381-0110（内線2447）

ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name of Items Leased and Quantity :

A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police

(2) Date and Place for tender :

Date: July 30th 2024, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(2447)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen